

理事会運営規則

第1章 総則

(目的)

第1条 この規則は、一般社団法人兵庫県経営者協会(以下「本協会」という)の定款第31条に基づき、理事会に関する事項について規定し、その適法かつ円滑適切な運営を図ることを目的とする。

(理事会の種類)

第2条 理事会は、定時理事会と臨時理事会とする。

- 2 定時理事会は、事業年度毎に4月又は5月、9月、12月及び3月の年4回開催する。
- 3 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
 - (1) 定款第31条に規定する招集者である会長が必要と認めたとき。
 - (2) 会長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって会長に招集の請求があったとき。
 - (3) 定款第24条第3項の規定により、監事から会長に招集の請求があったとき。

(理事会の構成)

第3条 理事会は、すべての理事をもって組織する。

第2章 理事会の招集

(招集者)

第4条 定款第31条に規定するとおり、会長が理事会を招集する。

- 2 会長は、本規則第2条第3項第2号または同条第3項第3号に該当する場合は、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする臨時理事会を招集しなければならない。
- 3 前項の規定に関わらず開催請求日から5日以内に臨時理事会の招集通知が発せられない場合には開催請求を行った理事または監事から委託を受けた理事が、臨時理事会を招集することができる。
- 4 理事全員改選直後の理事会は、各理事がこれを招集することができる。
- 5 会長が欠けたときまたは会長に事故があるときは、専務理事が招集する。

(招集通知)

第5条 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって、開催日の5日前までに、各理事に対して通知しなければならない。

- 2 会長は、前項の書面による通知の発出に代えて、理事の承諾を得た電磁的方法により通知を発出することができる。

- 3 前2項の規定に係らず、理事全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく理事会を開催することができる。

第3章 理事会の議事

(理事会の議長)

第6条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

- 2 前項にかかわらず、会長が欠席した場合における議長は、専務理事がこれに当たる。
- 3 前2項にかかわらず、理事全員改選直後の理事会における議長は、出席した理事のなかから互選された者がこれに当たる。

(定足数)

第7条 理事会は、理事の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

(理事会の決議方法)

第8条 理事会に付議された事項は、議決に加わることのできる理事の過半数が出席し、その過半数をもって決し、可否同数のときは議長の裁決するところによる。

- 2 前項前段の場合において、議長は、理事会の議決に理事として表決に加わることはできない。

(決議の省略)

第9条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の議決があったものとみなすものとする。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

- 2 前項の電磁的記録とは、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「一般法人法」という。)施行規則第89条に定めるものとする。

(報告の省略)

第10条 理事または監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を理事会に報告することを要しない。

- 2 前項の規定は、第19条第1項の規定による報告には適用しない。

(監事の出席)

第11条 監事には必要があるときは理事会に出席し意見を述べるができる。

(関係者の出席)

第12条 理事会が必要と認めるときは、議事に関係を有する者の出席を求めて、その意見を徴することができる。

(議事録)

第13条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、書面をもって末尾に記載された事項を内容とする議事録を作成し、出席した理事および監事は、これに署名しなければならない。

(議事録の配布)

第14条 議長は、欠席した理事及び監事に対して、議事録の写し及び資料を配布して、議事の経過及びその結果を遅滞無く報告するものとする。

第4章 理事会の権限

(権限)

第15条 理事会は、本協会の業務執行を決定し、理事の職務の執行を監督するとともに代表理事並びに業務執行理事の選定及び解職を行う。

(決議事項)

第16条 理事会が決議すべき事項は、次のとおりとする。

- (1) 法令に定める事項
 - (ア) 本協会の業務執行の決定
 - (イ) 代表理事並びに執行理事の選任・解任
 - (ウ) 重要な財産の処分及び譲受
 - (エ) 多額の借入
 - (オ) 重要な使用人の選任・解任
 - (カ) 内部管理体制の整備
 - (キ) 事業計画書及び収支予算書等の承認
 - (ク) 事業報告及び計算書類等の承認
 - (ケ) その他法令に定める事項
- (2) 定款に定める事項
- (3) その他重要な業務執行又は組織変更に関する事項

(責任の免除)

第17条 理事会は、役員的一般法人法第198条において準用する第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

- 2 前項の規定に基づき、理事の責任免除に関する議案を理事会に提出する場合には各監事の同意を得なければならない。
- 3 第1項の規定に基づき、役員等の責任を免除する旨の決議を行ったときは、代表理事は、遅滞なく一般法人法第198条において準用する第113条第2項各号に掲げる事項及び責任を免除することに異議がある場合には3ヶ月以内に異議を述べるべき旨を会員総会に通知しなければならない。

- 4 会員総会の議決権の10分の1以上の議決権を有する会員が3ヶ月以内に異議を述べたときは、理事会は第1項の規定に基づく免除をすることができない。

(責任限定契約)

第18条 理事会は、外部役員との間で、一般法人法第198条において準用する第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、その契約に基づく賠償責任の限度額は、金10万円以上で予め定めた額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。

(報告事項)

第19条 会長および専務理事並びに常務理事は、事業年度毎に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務執行状況を理事会に報告しなければならない。

- 2 監事は、理事が不正の行為をし、若しくはその行為をするおそれがあると認めるとき、または法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、これを理事会に報告しなければならない。

附則

1. この規則は、2025年3月14日に制定、2025年4月1日から施行する。

以上